

- 1 会議名 議会運営委員会  
2 日時 平成27年6月16日(火)  
開会 午前11時30分  
閉会 午前11時55分  
3 場所 正・副議長応接室  
4 出席議員 (委員長)梅村 均、(副委員長)木村冬樹  
櫻井伸賢、相原俊一、堀 巖  
宮川 隆議長、黒川 武副議長

5 欠席議員 なし

6 説明員 議会事務局長、行政課長、議会事務局主査

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

総務・産業建設常任委員会に送付された陳情の取扱いについて

委員長：本日の委員会で陳情を取り扱ったが、厚生・文教常任委員会（以下「厚生」とします。）に該当する部分は議論しなかったと報告があった。厚生に該当する部分の取扱いを協議したい。

委員：該当する部分は、学童保育に関すること、職場体験の問題、学童保育における国への意見書提出についてである。

委員長：3項目について、どのように取り扱うか。

委員：採決を行うものは、分割付託とするのは好ましくないが、前回の議会運営委員会（以下「議運」とします。）で協議したことをおさらいしたい。

総務・産業建設常任委員会（以下「総務」とします。）に送付して、決めてもらうことになったが、決められないまま差し戻しのような形になった。

今回は、議員間討議した事実があるので、今回は厚生でも議論したらどうか。

委員：手続き上、議長が本会議で報告した以上は、本会議を経ないといけないのか。

事務局：付託については議決をしていますが、陳情は報告をしております。

委員：結論として、同じように議論すべきでないのか。

委員：進め方で、難しい点がある。

事務局：昨日（15日）に開催された陳情の送付における議運の会議録の概要を報告した。

委員：総務から厚生に申し入れるのは、改めて考えるとおかしいのではないか。

委員：最終日に閉会中の継続審査の申し出をしたらどうか。

委員：提出者からすれば、この議会で協議してくれないのかとならないのか。

本会議で決したからと言って、次の定例会に継続するのは、相手の立場になつたら好ましくない。

委員：本会議で本日の議運での事後報告をしたらどうか。本日の会議で厚生に送付したことを報告する形でどうか。

委員：今回の陳情について、昨日の議運では、先ほどの会議録の報告内容を想定していた。

副議長：基本的なことは、陳情は請願と同じ扱いとすることであり、はみ出てはいけない。その線で進めないといけない。

委員：請願であれば、連合審査会となるのか。

委員：この陳情は毎年提出されている。団体として陳情で提出している経過があるからである。秋に提出される請願は具体的である。

副議長：この時期に出されるものは問題提起の位置づけであると思うが、きちんと審査すべきである。

委員：議運で決まったことを、最終日の冒頭で行ったらどうか。今から本会議を再開することは難しい。

事務局：直近の本会議は22日の一般質問であります。

委員：一般質問の冒頭で本日の議運の報告をしたらどうか。本会議の報告が事後になることが許されるのか。

委員：報告だけならば、よいのでないか。

副議長：22日の本会議において、議会運営委員会委員長から報告し、改めて送付したらどうか。18日の厚生では取扱いをせず、以後会期内で改めて厚生を開催したらどうか。

委員：今回は、教訓として議運で受け止める。

委員：厚生の委員長はどう考えているか。

委員長：厚生の委員長に確認する。

委員：改めて厚生の日程を別途設定する。

委員：委員長報告について、陳情は従来から聞き置くとしていたが、今回のように一定の議員間討議をしたものは、本会議で報告すべきでないかと委員会で意見があった。平成23年6月定例会で住宅リフォーム助成事業に関して、請願と陳情が同時に提出された。同時に審査するものとして、一括議題として審査した。最終的な報告として、請願は全員賛成で採択され、陳情はみなし採択と決した報告がされた。こうした先例があるので、今回の陳情も委員長報告をしたらどうか。

委員：陳情も請願と同等に取り扱うよう要綱にも規定されているので、委員長から報告する。今後は、提出された陳情が聞き置くとなっても委員長報告を行うものとする。報告内容は委員長の裁量とする。（了承）

委員：本日の委員会は、陳情のみであったので、当局職員は出席しなかったが、新しい議員がいることもあり、聞きたいことがある場合、職員の出席を要求することは委員長からの要求によるものか。

行政課長：請願及び陳情は、当局から提出した議案でないので、出席要求に応えるかは、一度議論すべきことと思います。

委員：質疑が確実にあると想定される場合、委員長から出席を要求することになるが、出席するかどうかは、当局の判断によるものでないか。

行政課長：軽易なものは、個別に担当課に聞いていただければよいと思います。私も説明員でなく連絡員として出席しております。

委員長：事前に議員で調査して臨むこともあるべきでないか。

行政課長：今後、請願又は陳情の場合のみでしたら協議いただけたらと思います。

議長：議案がなく開催しなかったこともあった。

副議長：陳情のみで当局の出席を求めるのは、酷でもある。